



なすしおばら

令和5(2023)年9月20日

消費者だより 第47号

●発行 那須塩原市生活課(☎0287-62-7126) ●編集 那須塩原市消費生活推進連絡会

よく考えよう！デジタルの便利なところと気をつけること ～18歳も私たちも～

那須塩原市消費生活推進連絡会の令和5年度定期総会を5月1日に行い、本年度の活動スローガンや事業内容も決まり委員一同活動に励むことを誓いました。昨年4月1日より成年年齢が引き下がり、全ての年代の人たちが消費者トラブルに巻き込まれないようもう一度“ウマイ話には裏がある”と思って悪質商法等の手口を学び直す必要があると感じています。
(那須塩原市消費生活推進連絡会 会長 目黒 ケイ子)

【デジタルで快適な消費生活】

近年、スマホやパソコンなどのデジタル化により、私たちの消費生活はとても便利になりましたが、同時に様々なインターネット消費者トラブルも報告されています。デジタル化における消費者トラブルから自身を守るためには、ワンクリックで簡単に契約を結んでしまうこと、個人情報が出しやすいくこと、キャッシュレス決済のリスクなど、様々な事例を知り、自分事として捉えていく必要があります。いざという時に電話で相談できる窓口(消費生活ホットライン ☎188)があることもぜひ知っておいていただきたいです。(薄井 史子)

○インターネット消費者トラブル事例

【事例】低価格で購入したつもりが、4回の購入が条件の定期購入契約だった

スマートフォンで、ダイエットサプリメントが500円の広告を見て、販売サイトにアクセスし、1回限りのつもりで注文した。後日、商品が届いたが、その3週間後にまた商品が届き、5,000円の請求書が入っていた。販売業者に電話で問い合わせ、「1回目だけ購入して解約したい」と申し出たところ、「2回目以降の商品代金が5,000円で、4回の購入が条件の定期コースのため、解約はできない」と言われた。

【トラブルに遭わないためのチェックポイント】

1. 定期購入が条件となっていないか確認する(購入の条件をよく確認しましょう)
2. 返品特約を確認する(通信販売にクーリング・オフ制度はありません)
3. 注文画面等をスクリーンショットする(契約内容を記録する)



インターネット消費者トラブルに遭った場合は、すぐに消費生活センターに相談してください

消費者ホットライン☎188 / 那須塩原市消費生活センター☎0287-63-7900

【消費者被害の現状説明会】

7月18日、消費生活推進連絡会では、消費生活センターの所長と相談員を招いて、那須塩原市の消費者被害の現状について説明を受けてきました。令和4年度の相談件数は819件で、前年度と比較して50件増加しています。

年代別の相談件数は、50歳代～70歳代の相談件数が多い傾向にあります。20歳代の相談件数が昨年度と比較して14件増加しています。

また、年代別の相談内容では、化粧品・理美容品の相談件数が各年代の上位3に入っており、定期購入によるトラブルが多いとのことでした。

年代別相談商品・サービス(令和4年度)

区分	1位	2位	3位
19歳以下	他の教養・娯楽	理美容	商品一般
20歳代	理美容	商品一般	融資
30歳代	融資	電気	化粧品
40歳代	化粧品	相談その他	商品一般
50歳代	商品一般	化粧品	役務その他
60歳代	商品一般	化粧品	ネット通信サービス
70歳以上	商品一般	相談その他	化粧品

～消費生活推進連絡会活動報告（令和4年度）～

- 委員会 10回
- 定期総会 1回
- 店頭啓発 4回（市内駅2か所、店舗2か所）
- 研修会の受講 3回
- 消費者だよりの発行 2回（班回覧にて配布）
- 消費者講座の開催 1回（いきいきふれあいセンター）
- 消費生活と環境展の開催（会場：くるる、みるる）



▲研修会の様子



▲消費生活と環境展の様子

【消費者のつどいに参加して】

5月18日に栃木県総合文化センターサブホールにおいて、2022年度金融知識普及功績者表彰及び令和5年度消費生活功労者知事表彰が行われました。

表彰式後は、「より賢い消費者になろう～ネット取引の闇～」と題しまして、テレビ等で活躍している弁護士 菊地幸夫氏を講師にお迎えしての講演会でした。特殊詐欺の合計被害金額は年間370億円以上で、1日に1億円近くが詐欺被害にあっているとのことでした。先生は「狙っている奴らがいる」「脇が甘いと狙われる」そして「簡単に人を信用してしまう」と警告しており、「人を完全には信用しない方が良い」とのことでした。その他、いわゆる「闇バイト」のことも解説していただきました。身振り手振りでも一人芝居をしながら、わかりやすく為になる講演でした。（目黒 ケイ子）

栃木県の特殊詐欺発生状況（令和4年）

形態	件数	被害額(円)
オレオレ詐欺	68	1億6272万
預貯金詐欺	20	1353万
架空料金請求詐欺	11	4598万
還付金詐欺	12	1273万
融資保証金詐欺	1	18万
キャッシュカード詐欺盗	51	6053万
金商・ギャンブル・交際・その他	1	757万
合計	164	3億324万

※警視庁ホームページ参照

○参加者の感想

- ・近頃多発している闇バイトは、高額な報酬で学生を勧誘し、「受け子」として使い捨てにすることが多いことがわかりました。（K・S）
- ・高齢者にとっては、現在のデジタル化の早さは大変です。そんな中、今回の講演は、とてもわかりやすかったです。ネット取引の際は、「必要なものか考えて買え」、「聞いて買うな目で買え」が重要であり、よく考えてから買い物をするように心掛けます。（F・H）
- ・テレビで見ていた先生なので、親近感がわきました。今後は、必ず確認をしてから物を買うようにします。（M・M）
- ・年間370億円も騙されていることを知り、詐欺被害の怖さを痛感しました。「欲しいものは買わない、必要なものだけを買う」この言葉が印象的でした。これからは騙されないように賢い消費者になろうと思いました。（M・S）

【店頭啓発を実施しました】

5月の消費者月間にあわせ、那須塩原警察署の署員の方々と一緒に、5月11日に JR 黒磯駅と那須塩原市図書館「みるる」周辺にて街頭啓発を、5月15日に MEGA ドン・キホーテ黒磯店にて店頭啓発を行いました。

下校中の高校生や市民の皆様に「悪質商法にご注意ください」とチラシと啓発品を配りながら消費者被害防止を呼びかけました。（柿沼 万亀）



▲店頭啓発の様子

【編集後記】

那須野が原の自然の心地よい清々しい風が吹く中で夏の疲れを癒しましょう。（K・M）

デジタル苦手と避けてばかりもいられませんね。日々勉強しなくては！（H・S）